

裁 決

審査請求人 _____

処 分 庁 豊島区福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、東京都行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申（以下「本件答申」という。）を得て、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し、平成30年1月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（29豊福西発第265号）のうち、返還金額98,900円を超える部分を取り消し、その余の部分に係る本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成30年1月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（29豊福西発第265号。以下「本件処分」という。）の取

消しを求めるものである。

第2 事案の概要（保護申請書、資産申告書、本件処分通知書等による。）

1 平成22年12月10日、処分庁は、請求人から、従前より保護を受けている請求人の母（当時____歳。以下「母」という。）と同居し、母の世話をしたいが、請求人の収入（稼働収入及び年金収入）では最低限度の生活が維持できないため、法による保護を受けたい旨の申請を受けた。処分庁は、同日付けで、母と請求人とを同一世帯員（世帯主を母とする二人世帯）とする保護変更決定を行った。その後、母は、平成24年9月1日付けで保護が廃止となり、それ以降、請求人のみの単身の保護世帯として現在に至っている。

2 平成29年11月30日、豊島区福祉事務所の担当職員（以下「担当者」という。）は、請求人から、現金12,000円及び預貯金1,012円を保有している旨記載された資産申告書、並びに、請求人名義の信用金庫口座の預金通帳（以下「本件通帳」という。）の写し（平成29年7月6日から同年10月13日までの取引記録に係るもの）の提出（以下「本件資産申告」という。）を受けた。

担当者が、本件通帳の上記写しを確認したところ、同通帳には、平成29年8月15日に老齢基礎厚生年金（以下「老齢年金」という。）として「85,113円」（平成29年度の各期年金支払額90,313円から介護保険料額5,200円を控除した後の各期振込額。以下「本件年金振込額」という。）が振り込まれていたことを示す記録があるものの、平成29年10月13日（同月の年金支給日）には本件年金振込額の入金がなく、代わりに「_____」から「70,313円」が振り込まれていたことを示す記録があった。

このため、担当者が請求人に対し、_____からの振込金について聴取したところ、請求人は、「年金を担保にして借金を

した。」と述べた。

担当者は、請求人に対し、年金を担保にした借金の詳細が分かる書類を提出するよう指示した。

- 3 平成29年12月12日、担当者は、請求人から、その他の収入「100,000」と記載された収入・無収入申告書、及び、独立行政法人_____（以下「_____」という。）が請求人に宛て平成29年7月31日付けで作成した「返済予定表（年金担保）」（以下「本件返済予定表」という。）の提出を受けた。

本件返済予定表には、_____が、請求人に対して、請求人の老齢年金を担保として融資（以下「本件年金担保融資」という。）をした内容について、以下のとおり記載されていた。

借入申込日：平成29年6月13日

貸付額：100,000円（以下「本件貸付金」という。）

貸付利率：1.900%

貸付実行日（口座振込日）：平成29年7月6日

完済予定年月日：平成30年8月15日

返済開始月：平成29年9月以降

保証人：協会

また、本件貸付金及び利息の返済については、平成29年10月以降の各年金支給日に6回に分けて行われ、返済期間中は、各年金支給日に_____から請求人に対して返済剰余金が支払われる予定であることが記載されていた。

担当者が、本件返済予定表の内容を確認した上で本件年金担保融資についての事情を聴取すると、請求人は、「子が沖縄で結婚式を挙げ、それに参列するために借りた」、「土産や食事代で使った」と述べた。

その際、担当者は、保護受給中に借金をした場合は収入認定になること、年金を担保として借金をすることは認められないことを説明した。

- 4 平成30年1月11日、担当者は、請求人から、年金・手当等

「70,313」と記載された収入・無収入申告書の提出を受けた。また、その際、請求人が担当者に呈示した本件通帳には、平成29年7月6日に_____から98,900円（以下「本件振込金」という。）の振込入金があったことを示す記録があった（なお、前記2の本件資産申告の際に提出された本件通帳の写しには、当該記録の部分はなかった。）。

- 5 処分庁は、請求人が、平成29年6月13日に年金担保の借入申込を行い、同年7月6日に借入を受けたことを理由とし、当該借入金100,000円（本件貸付金）を資力と認定した上で、返還対象期間を平成29年7月1日から同年8月31日までとし、この期間に支給した保護費のうち100,000円に相当する金額（以下「本件返還決定金額」という。内訳は、別紙「返還金額内訳」のとおり。）を、法63条の規定に基づく返還額とする旨決定し（本件処分。なお、自立更生のための用途に供された額については0円と認定されている。）、平成30年1月25日付けの通知書により請求人に通知した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

保護費と年金合わせて、毎月の生活が多少苦しくなっても、30年6月迄、我慢すればという考えからです。

2 処分庁の主張

本件処分は、法に則って適法かつ相当に行ったものであり、違法・不当な点はない。

第4 審査庁の判断

請求人の主張について、本件答申は、以下のとおり述べている（なお、本件答申中の引用項目等は、当庁で適切な文字に置き換えている。）。

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、収入の認定における指針として、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。また、同(イ)によれば、(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとされている。

(3) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）ものであるところ、同条にいう「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁参照）。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 未申告収入について

処分庁は、本件資産申告において、本件通帳の記載に、請求人に未申告収入があることを窺わせる振込入金を見つけたことが認められる（第2・2）。

そして、請求人が、担当者に促されて提出した収入申告書、本件返済予定表及び本件通帳の内容によれば、本件貸付金（100,000円）は、請求人が老齢年金を担保に_____から融資を受けた貸付金であり、臨時的な収入と認められる（第2・3及び4）。

なお、本件貸付金（100,000円）と本件振込金（98,900円）との差額1,100円は、本件年金担保融資に当たり、公益財団法人_____（以下「本件協

会」という。)が請求人のために信用保証をすることの対価として、請求人が本件協会に対して支払った信用保証料であると認められる。

(2) 法63条の適用について

上記(1)のとおり、請求人には未申告となっていた臨時的な収入があったものと認められるところ、前記1・(1)に述べた保護の補足性の原則に従えば、未申告の収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基づく保護は、当該収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

そして、保護変更処分により扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられているところ、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられる(1・(3)・イに引用の裁判例参照)。

そうすると、処分庁が、上記(1)の収入について、法63条の規定を適用して、その額に相当する保護費の返還を請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはないというべきである。

(3) 本件返還決定について

処分庁は、①上記(1)の収入額を100,000円、②上記①の収入を得るために必要な経費は認められない(0円)、③自立更生等のためやむを得ない用途に充てられたものは認められない(0円)として、上記①ないし③を前提に算出した100,000円を請求人の資力と認定し、当該資力の金額が平成29年7月から同年8月までの支給済保護費の額を超えていないことを確認した上で、本件処分を行ったことが認められる(別紙「返還金額内訳」参照)。これらを前提とすると、本件処分に至る過程には、基本的に取り消すべき違法・不当な点があると

いうことはできないものである。

しかしながら、本件貸付金と本件振込金との差額1,100円は本件年金担保融資に係る信用保証料であるところ(1)、同保証料は、本件協会が請求人のために信用保証することに対する対価として請求人が負担した費用であり、年金担保融資制度において連帯保証人を立てることが困難な場合、信用保証制度を利用しなければ当該融資を受けられないことからすれば、当該費用は、次官通知第8・3・(2)・ア・(1)の「収入を得るために必要な経費」に該当するものというべきである。

そうすると、処分庁は、本件返還決定金額の決定に当たり、控除すべきものを控除せずに本件処分を行っていることと認められることから、当該判断部分については、法の規定を誤って適用した違法なものといわざるを得ない。

したがって、本件処分のうち、必要経費に相当する1,100円の返還を決定した部分(本件返還決定金額100,000円のうち、98,900円を超える部分)は取消しを免れないものである。

一方、本件処分のうち、上記部分を除くその余の98,900円の返還金額を決定した部分については、上記1の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違法・不当はないといえることができる。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

本件答申の上記説示は首肯すべきもので、審査会の結論は尊重されるべきものと認められる。

したがって、本件処分のうち返還金額98,900円を超える部分は取り消すべきものと認められるが、その余の部分については違法又は不当な点は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件処分のうち返還

金額 98,900 円を超える部分の取消しを求める部分は理由があるから行政不服審査法 46 条 1 項を適用し、その余の部分は理由がないから同法 45 条 2 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 10 月 10 日

審査庁 東京都知事 小池 百合子

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求を提起することができなくなります。）。
- 2 この裁決については、上記 1 の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別 紙

返 還 金 額 内 訳

(単位：円)

(平成)年月	支給済 保護費	資 力			繰越資力	返還対象 金額
		収入額	控除額	資力認定額		
29年7月	77,074	100,000	0	100,000	0	77,074
29年8月	87,074	0	0	0	22,926	22,926
合 計	—	100,000	0	100,000	—	100,000